

## 歯の衛生週間(6/4～6/10)に寄せて



沖縄県歯科医師会 (米須歯科医院) 米須 敦子

6月4日から10日は歯の衛生週間です。今年、『歯みがきはじょうぶなからだの第一歩』の標語のもと啓発事業を行っています。1928年(昭和3年)から1938年(昭和13年)まで日本歯科医師会が、「6(む)4(し)」にちなんで6月4日に「虫歯予防デー」を、そして1958年(昭和33年)から現在の形で実施している週間です。

沖縄県においても、各地区独自で目標を上げ、北部地区、中部地区、南部地区、宮古地区そして八重山地区歯科医師会において、『デンタルフェア』を開催致します。

健康相談、栄養相談、ハミガキ練習コーナー、フッ素塗布、細菌観察コーナー、親子でつくろうカミカミおやつコーナー、在宅歯科診療相談(地区により開催内容は異なります)など各会場に特色のある地域住民と密着した、地域住民参加型の各種啓発事業を下記の日程にて開催致します。「歯周病と心疾患・誤嚥性肺炎・糖尿病・低体重児出産」など「歯周病と全身疾患」との関係も明らかになってきております。「健康＝

健口」、復活「健康長寿沖縄」を目標に開催しております。是非患者さんをはじめスタッフ、多くの方々にご周知頂き、お声がけいただければと思います。

### <デンタルフェア>

#### ○北部地区

『きれいだね 真珠のような 歯の笑顔』

6月3日(日曜日) PM12:00～PM4:00

イオン琉球名護店

歯科健診・フッ素塗布(無料)

歯ブラシ配布(無料)

#### ○中部地区

『白い歯、良い歯、元気な子!!』

6月2日(土曜日) AM10:00～PM5:00

6月3日(日曜日) AM10:00～PM4:00

沖縄市民会館中ホール

歯科健診・フッ素塗布・ハミガキ練習コーナー等

\*2日間開催は中部地区のみです。



南部地区：メインブレイス店



中部地区：沖縄市民会館

○南部地区

『普段着の歯医者さんと楽しく話そう』

6月3日(日) AM10:00 ~ PM2:30

9会場にて開催。

但し、那覇西会場のみ AM10:30 ~ PM2:30

・那覇東会場

サンエー那覇メインプレイス店 1階中央コート

・那覇西会場

デパートリウボウ (パレット久茂地) 7階リ  
ウボウホール

・真和志会場

中央保健所

・小禄会場

那覇市保健センター

・首里会場

コープ首里

・豊見城会場

JAとみえーる 2階

・浦添会場

社会福祉センター

・糸満会場

JA糸満 2階 (糸満市農村環境改善センター)

・島尻会場

ちむぐくる館

(南風原町総合保健福祉防災センター)

○宮古地区

テーマ (検討中)

6月3日(日曜日)

パイナガマホール (旧大和自練)

AM10:00 ~ 13:00 (予定)

○八重山地区

テーマ (検討中)

6月9日(土曜日)

AM10:00 ~ 12:00 表彰式

PM 1:00 ~ 4:00 デンタルフェア



南部地区：メインプレイス店



南部地区：メインプレイス店

## ハンセン病を正しく理解する週間 (6/24~6/30) に因んで

国立療養所宮古南静園 園長 新城 日出郎



### 1. はじめに

ハンセン病研究所の調査では、日本でのハンセン病の発症は2011年で4人、内2人は沖縄となっています。これでも分かるように、日本における疾病としてのハンセン病は、ほぼ解決していると言えます。世界的に見ても、1985年には人口1万人あたり患者数が1人以上の国が122カ国ありましたが、2012年にはブラジル1カ国となっています。WHOの調査でも1985年の全患者数は5,351,408人ですが2010年には192,246人にまで減少しています。これから分かるように、世界規模でもハンセン病は解決に向かっていけると言えます。それでは何がハンセン病の問題かということ、ハンセン病への誤解と患者・回復者への差別という事になると思います。

日本においても、程度の違いは分かりませんが、やはり同様の問題を抱えています。日本のハンセン病問題は、ハンセン病療養所の入所者問題と、退所して社会で生活しているの退所者問題に分けた方が良いでしょうに思います。

### 2. ハンセン病療養所の入所者

日本におけるハンセン病療養所への入所者は、2011年5月現在、国立13施設、私立2施設で2,275人となっています。入所者の平均年齢は81.6歳です。私立の2施設は数人ですから、大半は国立の13施設で生活していることになります。ちなみに宮古南静園における平均在園期間は50.3年で最長在園者は80年となっています。これからも分かるように、①長期間にわたって社会と隔てられた状態が続いてきた事、②それによって、親族を始め社会との繋がりが希薄なまま高齢となり、③高齢の帰結として入

所者の人数が急速に減少している事が、入所者が直面している問題と言えます。僚友と呼び合い、数少ない繋がりである仲間が急速に周りから居なくなっているのです。これらの問題に対処するためにハンセン病問題の解決促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)が制定されましたが、具体的な構想、実施はこれからです。

### 3. 退所者

厚生労働省の調査では、2012年2月20日現在で、日本全国の退所者数は1,257人で、内542人が沖縄県となっています。療養所では地域との交流が増えつつありますが、交流に参加する人々はハンセン病に理解のある人々です。しかし社会での生活はそういう訳にはいきません。宮古南静園あるいは宮古島では、地域が狭い事と熱心なボランティア活動の成果もあり園と退所者との交流も盛んです。また情報収集も他地域より容易です。退所者の社会への対応は個人によって様々で一括りで論ずる事はできません。しかし対応に差があるとは言っても、トラウマを抱えて、程度に差はあれ何某かの怯えと緊張感の中で生活していることは共通しているように見えます。特に問題となるのは、深刻なトラウマや困難を抱えている人ほど潜在化しているように思える事です。県や市が退所者問題に対処するため、退所者代表、入所者代表、ボランティア代表、宮古南静園代表を集めて話し合いを持ったりしていますが、方向性がつかめていないのが現状です。

### 4. 終わりに

入所者は社会からの差別に直接さらされる機

会は少ないですが、その代わりに社会との繋がりがなく、高齢化と入所者の減少でさらに孤立化が深刻になっています。

退所者は個々人で差はあるものの、有形、無形の差別に怯えと緊張感の中で生活しています。

日本財団は2012年1月30日に、世界医師会、50カ国の医師会の賛同を得てグローバルアピールを行いました。その中で、「ハンセン病に関する迷信や誤解は数多く存在します。医療専

門家として、私たちには、まずもって、このような誤った認識を正す責任があると考えます」と記されています。そして「私たちは、ハンセン病患者・回復者が、地域社会の一員として、すべての人と同等の機会と人権を享受し、尊厳ある人生を送る権利を擁護します」と結ばれています。本文は日本財団のホームページに掲載されています。



## 合法ハーブ? 脱法ドラッグ? いいえ、違法ドラッグです!

～「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」に因んで～



沖縄県南部福祉保健所 所長 譜久山 民子

宮城信雄会長をはじめ、会員のみなさまにおかれましては、沖縄県の麻薬行政に対し、日頃から深い御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全や安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっています。

このため、国連では、平成 21 年 3 月の国連麻薬委員会において、新政治宣言「新国連薬物乱用根絶宣言」を採択し、平成 31 年までに薬物乱用を根絶することを目指すこととしています。毎年 6 月 20 日から実施される「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は、国民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて、国連決議による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行っているものです。

さて、薬物と一口にいても、乱用される薬物には様々な種類があります。麻薬、覚せい剤、大麻はもちろんのこと、医療に使用される向精神薬や、塗装用ペンキの溶剤であるシンナーなども乱用されることがあります。

そして最近、「合法ハーブ」や「脱法ドラッグ」と称されて販売されている「違法ドラッグ」がテレビや新聞で連日報道され、大きな社会問題となっています。

「違法ドラッグ」とは、「脱法ドラッグ」、「合法ドラッグ」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するもので、ビデオクリナー、芳香剤、観賞用植物、ハーブ、お香などを装って販売されていますが、中には大麻や麻薬と類似成分が含まれているものもあり、人

体への使用により重大な危害が発生するおそれがあるものです。

このような危険な物質を麻薬に指定し、厳しく取締まることはできないのでしょうか? 麻薬及び向精神薬取締法など、刑罰を伴う厳しい法律で薬物を規制するためには、物質の構造の特定や毒性試験を実施し、依存性を検討するなどの科学的根拠を収集する必要があります。数年の時間を要します。

そこで、「麻薬」として指定するまでの間、製造、輸入、販売等の流通を規制するため、平成 19 年に指定薬物制度が薬事法に導入されました。薬事法では、中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものを「指定薬物」として規制しており、概ね 1 年程度で「指定薬物」として規制することができます。この「指定薬物」は、製造、輸入、販売、授与等を禁止しており、違反者には懲役や罰金などの重い処罰が適用されます。しかし、「指定薬物」の化学構造をわずかに変えた新種の成分が次々に製造され、法で規制するよりも早く市場に出回っているため、事実上、販売規制が困難な状況になっています。

販売店はあくまで香りを楽しむための「ハーブ」や「お香」と称して販売しており、「人体への摂取を行わないこと」、「吸引目的での購入お断り」などと表示していますが、客はこれら「ハーブ」等をジョイントと呼ばれる紙巻タバコ状にしたり、水パイプなどを使用して吸引するなど、摂取目的で購入しているのが実態です。

これらの製品に含まれている新種の成分は、麻薬や大麻、指定薬物の化学構造をわずかに変

//////////////////////////////// 月間(週間)行事お知らせ //////////////////////////////////

えただけであるため、人体に摂取されたとき、それらと同様の作用を及ぼし、時として生命の危機を伴う重大な影響が現れる可能性もあり、大変危険です。

昨年から、全国各地で違法ドラッグによる健康被害で救急搬送される事例が相次いで発生しており、今年2月、違法ドラッグの摂取が原因と疑われる死亡事例が名古屋で発生しています。県内でも、販売が疑われる24店舗が確認され、繁華街に店を構えていたり、インターネットや電話で注文を受けて配送するなど、違法ドラッグが入手しやすい環境にあり、救急搬送の事例も報告されていることから、県は県警と合同で立入調査を実施し注意喚起を行っています。

また、近年、偽造処方せんによる向精神薬の詐取が目立ってきており、厚生労働省の統計によると平成22年は全国で33件報告されています。

偽造処方せんは、カラーコピー、パソコン等により偽造されているものが多く、詐取した向精神薬をインターネットで密売している事案も報告されており、本県でも昨年向精神薬処方せんを偽造した容疑で男性1名が書類送検されています。

県としましては、麻薬や向精神薬の適正な取扱いについて、監視・指導を強化するとともに、指定薬物を含め違法ドラッグ対策など新しい課題に県警察等関係機関と連携して取り組んでいくこととしております。

会員のみなさまにおかれましては、薬物乱用の無い社会環境づくりを目指し御協力いただくとともに、違法ドラッグによる健康被害事例を把握した際には、県薬務疾病対策課（TEL:866-2215）あて報告いただきますようお願いいたします。

NEO GOLD SPICE  
Original Spice Diamond



写真：「指定薬物が検出された製品」厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課提供